経済活性化による増収

産業活性化、雇用創出など税源涵養に資する施策を積極的に推進し、経済活性化により 県税の増収を図ります。

減免基準のさらなる見直し

社会経済情勢の変化等を勘案し、税負担の公平を図る観点から、平成14年度と平成 15年度に法人県民税・不動産取得税・自動車税・自動車取得税の減免基準を見直しましたが、今後さらなる見直しを検討していきます。

滞納額の縮減

総務事務所全職員による滞納整理や差押・公売を中心とした滞納処分の実施など、より 強力な滞納対策を行います。

(2)受益者負担の適正化

使用料・手数料の見直し

- ・職員宿舎使用料について、国家公務員宿舎の例に準じて改定します。
- ・監査委員からの指摘を踏まえ、職員宿舎駐車場・県営住宅駐車場の使用料の徴収について検討します。
- ・公の施設に係る使用料について適正化を図ります。

各種事業に係る受益者負担の導入

受益者を限定して継続実施する研修会・セミナーの有料化など、各種事業に係る受益者負担の導入を検討します。

(3)その他

県有財産の売却促進や短期的貸付

過去に庁舎・宿舎等で使用され、現在その用途を廃止し未利用となっている普通財産について、今後も公共的な利用が見込まれない財産については、一般競争入札等により売却します。

また、今後の組織や施設の統廃合によりその用途が廃止され未利用になることが想定される財産については、さらなる遊休財産が生じないよう事前に跡地等処分計画を策定し、早期の処分が図られるようにします。

未利用となっている普通財産の土地や建物等について、その貸付を希望する民間企業や各種団体等に対して、1年を超えない短期間において有料貸付を行い収入の確保に努めます。

宝くじの販売の促進

宝くじ収益金は、県にとって貴重な財源であり、インターネット等による普及宣伝活動の強化に努めるなど、宝くじの売上増を目指します。

使用料等の滞納額の縮減

滞納額の大きい県営住宅使用料や各種貸付金元利収入等、県税以外の滞納についても、 滞納実態に応じた適時適切な債権確保の取組を一層強化し、徴収率の向上に努めます。

緊急避難措置

今後の構造的収支不足額450億円程度のうち、まず平成18年度までに上記1~3の取組により、300億円程度を圧縮することを目標とし、残りの150億円程度については、下記の緊急避難措置を講じることにより、基金の取崩しを可能な限り圧縮し、基金残高の確保を図ります。

特定目的基金の活用

財源不足の調整に用いる3基金(財政調整基金・減債基金・大規模事業等基金)の枯渇が見込まれる中で、その他の特定目的基金()の取崩により臨時的な財源の確保を図ります。

…具体的には、教育文化振興基金、しまね環境基金、ふるさと雇用創出基金、スポーツ 振興基金、東京宿泊施設管理基金及び景観づくり基金をいい、平成16年度末の残高 見込みは、合計で170億円です。

借換債、償還期限延長等による当面の公債費負担の抑制

当分の間、銀行等引受債の最終償還額について借換債を発行し、償還期間を通算30年 に延長します。

平成18年度までの間、新規に発行する銀行等引受債の償還期間(従来20年間)を30年間とします。

地域再生事業債の発行

地域経済の活性化及び地域雇用の創造を実現し、地域の再生を図るため、平成16年度に創設された「地域再生事業債」を活用し、県単独普通建設事業に充当します。

財政健全化債、退職手当債による資金手当

行政改革大綱等に基づき、数値目標を設定・公表して行政改革や財政健全化に取り組む 団体が発行できる「財政健全化債」や、財政の健全化を図るため、条例上の職員定数を減 少させて職員を退職させる場合に、その退職する職員に支給する退職手当の財源に充当す る「退職手当債」を、基金残高、起債制限比率に留意しつつ発行します。